

『一般社団法人昭薬同窓会・平成塾研修単位給付基準』

I. 認定取得単位

- (1) 4年以内に40単位以上取得するものとする。ただし、毎年5単位以上取得すること。
- (2) 40単位のうち、「一般社団法人昭薬同窓会・平成塾」（以下「本塾」と省略）の主催事業において修得する単位数は、15単位以上とする。
- (3) 更新の単位は3年以内に30単位以上を修得しなければならない。なお、毎年少なくとも5単位以上を修得すること。
- (4) 30単位のうち本塾の主催事業において修得する単位数は10単位以上とする。
- (5) 上記規定年限内に出産・育児、病気等やむを得ない事由により受講できなかったとを本塾「評価部会」が認めた場合、その期間を延長することができる。

II. 単位の基準

- (1) 本塾が主催又は共催する事業
 1. 遠隔研修テキスト1回分を1単位
 2. e-learningによる自己研修1回分30分を0.25単位
スクーリングについては講義時間90分を1単位
 3. 卒後教育講座（座学）

処方解析と服薬指導	90分	1単位
実践的臨床薬理解析	90分	1単位
実践的感染防御対策	90分	1単位
 4. 卒後教育講座（座学）

昭和薬科大学公開教育講座	90分	1単位
--------------	-----	-----
 5. 昭薬同窓会支部主催研修会 90分 1単位
 6. 本塾共催事業

(2) 学会発表

発表者 1単位

尚、学会等で複数日にわたって行われる研修については、1日上限4単位を限度とする。研修会に講師として参加した場合には、1単位とする。但し、学会関係の単位については、発表者、1回1単位とする。

(3) 論文発表

査読のあるもの	3単位
査読のないもの	1単位
共著者	1単位
成書（単独著者）	3単位
成書（共著）	1単位

ただし、学会発表と論文発表については、合計で1期10単位までを認定する。

(4) 薬剤師認定制度認証機構から認証された機関の主催および共催事業

「一般社団法人昭薬同窓会・平成塾」における認定制度実施要項

1. 実施する研修の形態・種類

(1) 遠隔研修

a. 一般社団法人昭薬同窓会・平成塾（以下「本塾」と略す）から送付するテキストを利用し、自己研修を行う。研修結果の評価は、携帯電話・郵送・FAX等を用いて本部からの「演習問題」と「解答と解説」を定期配信する。受講者は「解答と解説」を日々確認することにより自己評価する。

b. e-learningを活用し、パソコン画面上でテキスト研修すると同時に、設問に回答し直ちに返送される回答に対する

結果で、自己評価を確認する。

(2) スクーリング

1回90分の講演を2回実施。これを1セットとして年2回実施する。

その他、適宜「卒後教育講座（座学）」として「処方解析と服薬指導」、「実践的臨床薬理学解析」、「実践的感染防御対策」等を実施する。

2. 受講申請方法・参加方法

本制度による研修の受講を希望する者は、一般社団法人昭薬同窓会 HP(<http://shoyaku.net/>)中に収載する申込書利用による申し込み及びFAXによる受講希望申し込みにより、本塾から必要書類を送付する。

登録手続き終了後、登録者にはテキストを送付し、毎日その月の学習内容に則した「演習問題」を定期配信する。演習問題メール配信のため、携帯電話あるいはパソコンのメールアドレスの登録が必要です。

3. 生涯学習認定薬剤師の認定及び更新

(1) 本塾の生涯研修プログラム以外に、薬剤師認定制度認証機構から認証された他機関の生涯研修プログラムにおいて取得した単位も認める。

(2) 生涯学習認定薬剤師として最初の認定を受けるために、必要な単位数は4年間で40単位以上とする。ただし、本塾に申請する場合には、本塾の単位を15単位以上習得していること。なお、毎年の取得単位は5単位以上とする。

(3) 2回目以降の認定を受ける場合には、3年毎に更新を受けるものとする。

(4) 更新の認定に必要な単位数は、30単位以上とする。ただし、本塾に申請する場合には、本塾の単位を10単位以上習得していること。なお、毎年の取得単位は5単位以上とする。

(5) 単位認定の制限：同一研修会を重複して受講したことによる取得単位は、累積単位として認めない。

(6) 本塾「一般社団法人昭薬同窓会・平成塾研修単位給付基準I-5」に定める特別な事由により所定の単位を修得できない者については、期間の延長を認める。

4. 単位シールの請求手続き

(1) 遠隔研修及びスクーリングの受講者は、本塾が発行する単位シールの交付を受けることができる。

(2) 公共団体が主催する研修会又は学会等に参加した場合、本塾に様式4によって直接請求するものとする。但し、単位シールの請求は整数単位で行うものとし、端数は切り捨てる。また公共団体の研修会又は学会等の終了後1ヵ月以内に請求するものとする。

(3) 本塾は、様式4による提出書類を確認の上、請求者に対して「受講単位請求書の受理書」とともに単位シールを送付する。

5. 研修の記録及び単位取得証明

(1) 薬剤師生涯研修履修手帳:研修の記録は、本塾が発行する「生涯研修手帳（以下「研修手帳」という。）に単位シールを貼付することにより行う。なお、「研修手帳」は有料とし、原則として認定毎に新しい「研修手帳」を使用するものとする。

(2) 単位取得の証明:研修認定を受けようとする者の単位取得証明は、単位シールを貼付した研修手帳により行う。

6. 生涯学習認定薬剤師の認定手続き

(1) 認定基準の要件を満たした者は、本塾に対して様式1による「生涯学習認定薬剤師証交付申請書」に「研修手帳」を添えて提出し、所定の審査料を納入するものとする。認定の日付は原則として申請書面上の申請日とし、次回更新（3年後）はこの日から起算する。尚、申請日以前に習得した単位は、次回更新の際の単位には充当されない。

(2) 本塾は、「生涯学習認定薬剤師証交付申請書」の記載内容を審査すると共に、研修内容を審査し、研修認定薬剤師と

して認定された者については、記録として保存し、「認定薬剤師証」を交付する。

7.生涯学習認定薬剤師の更新手続き

(1)規定の単位を取得した者は、本塾に対して、様式2「生涯学習認定薬剤師証更新申請書」に「研修手帳」及び前回に交付された認定薬剤師証の写を添えて提出し、所定の審査料を納入するものとする。

(2)本塾は、「生涯学習認定薬剤師証更新申請書」の記載内容を審査の上、「認定薬剤師証」を交付する。

8.生涯学習認定薬剤師証の再発行手続き

(1)本塾は、生涯学習認定薬剤師が「認定薬剤師証」を汚損又は紛失した場合、あるいは氏名を変更した場合には再交付することが出来る。

(2)前号の申請を行う場合は、本塾に対し、様式3による「生涯学習認定薬剤師認定書再発行申請書」を提出し、所定の手数料を納入するものとする。

(3)本塾は、提出された「生涯学習認定薬剤師認定書再発行申請書」に基づき、再発行する。

9.生涯学習記録の証明

「研修手帳」の紛失により学習記録が不明となった場合、本塾は原則として当該記録の証明を行わない。但し、当該記録を証明できるものがある場合はこの限りではない。

10.審査料及び手数料

(1)初回認定及び更新の際の審査料は、いずれも1万円とする。

(2)再交付の際の手数料は、3千円とする。

(3)審査料及び手数料は本塾に納入するものとし、その方法は実施細則で定める。

11.個人情報の管理

個人情報について、一般社団法人昭薬同窓会の会誌及びホームページに「認定番号、認定年月日、氏名、所属施設名」を公表する以外に使用することは一切ありません。

12.その他の特記事項